



発行 東京都

## 目 次

## 規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（環境局気候変動対策部環境都市づくり課）

## 告示

○平成二十年東京都告示第千百一号（東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定）の一部改正  
（総務局総合防災部防災計画課）

○都道の区域変更  
（建設局道路管理部路政課）

## 規則

○街並み再生地区の指定  
（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）

する。

令和七年十一月十九日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百六十八号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三

十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五の五第二項第四号中「、同表備考三（）本文により」を「別表第一の五備考三本文の規定により、同表三の項の表二の欄における住宅用途B E I（再生可能エネルギーを除く。）の値は別表第一の五備考四本文の規定によりそれぞれ」に改める。  
別表第一の五 三の項及び四の項を次のように改める。

三 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー

性能基準

基準	区分	規則	
		イ 建築物 省エネ法 第二十一 条第一項 に規定す る特定一 戸建て住 宅建築主 が新築す る同項に 規定する 分譲型一 戸建て規 格住宅の 用途に供 するもの	ロ 建築物 省エネ法 第二十四 条第一項 に規定す る特定一 戸建て住 宅建設工 事事業者 が新築す る同項に 規定する 分譲型一 戸建て規 格住宅の 用途に供 するもの
建築物の熱負 荷の低減に關 する基準	外皮平均熱貫流率 域区分四における中小規模特定建築物 について（〇・七五以下）であること。	外皮平均熱 貫流率が〇・八七以下（地 域区分四における中小規模特定建築物 について（〇・七五以下））であること。	外皮平均熱 貫流率が〇・八七以下（地 域区分四における中小規模特定建築物 について（〇・七五以下））であること。
外皮平均熱 貫流率が〇・六〇以下 であること。	外皮平均熱 貫流率が〇・八七以下 （地域区分四における 中小規模特定建築物 について（〇・七五以 下））であること。	外皮平均熱 貫流率が〇・八七以下 （地域区分四における 中小規模特定建築物 について（〇・七五以 下））であること。	外皮平均熱 貫流率が〇・八七以下 （地域区分四における 中小規模特定建築物 について（〇・七五以 下））であること。

基準		区分		設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準		下)であること又は住宅様基準第一項(1)、(2)及び(3)に適合すること。	
建築物の熱負荷の低減に関する基準	BPIが一・〇以下であること。	イ 第九条の二第一項第二号、第三号、第五号及び第六号に規定する用途に供する部分	口 第九条の二第一項第四号、第七号及び第八号に規定する用途に供する部分	住宅用途B E Iが〇・八五以下であること。	住宅用途B E Iが〇・八以下であること。	住宅用途B E Iが〇・八以下であること。	住宅用途B E Iが一・〇以下であること。
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	BPIが一・〇以下であること。	ハ 第九条の二第一項第九号に規定する用途に供する部分	一	住宅用途B E Iが一・〇以下であること。	住宅用途B E Iが〇・八以下であること。	住宅用途B E Iが一・〇以下であること。	住宅用途B E Iが一・〇以下であること。
非住宅用途BEIが一・〇(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は〇・八)以下であること。	非住宅用途BEIが一・〇(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は〇・八五)以下であること。	非住宅用途BEIが一・〇(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合は〇・七五)以下であること。		非住宅用途BEIが一・〇以下であること。	非住宅用途BEIが一・〇以下であること。	非住宅用途BEIが一・〇以下であること。	非住宅用途BEIが一・〇以下であること。

別表第一の五備考二及び備考三を次のように改める。

四 住宅用途BEI(再生可能エネルギーを除く。)とは、建築物の誘導設計一次エネルギー消費量(基準省令第十条第一項第一号口(1)に規定するものをいい、基準省令第十三条中 $E_M$ を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項にお

二 外皮平均熱貫流率とは、建築物(特定建築物における増築の場合にあっては増築部分に限る。以下同じ。)の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。)を当該単位住戸の外皮(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。)の面積で除して得た値をいう。

三 住宅用途BEIとは、建築物(一の項の表の適用においては、共用部分を含む。)の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中 $E_M$ を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中 $E_M$ を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途BEIは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

別表第一の五備考六中「二の項」の下に「又は四の項」を加え、「特定建築物を同表」を「特定建築物又は中小規模特定建築物(当該中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合に限る。)において同じ。」をこれらの表に改め、同表備考六(二)中「特定建築物」の下に「又は中小規模特定建築物」を加え、同表備考六を同表備考七とし、同表備考五を同表備考六とし、同表備考四を同表備考五とし、同表備考三の次に次のように加える。

四 住宅用途BEI(再生可能エネルギーを除く。)とは、建築物の誘導設計一次エネルギー消費量(基準省令第十条第一項第一号口(1)に規定するものをいい、基

いて同じ。)を誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第十条第一項第一号口(1)に規定するもの)をい、基準省令第十四条中〇・八を乗じる部分及び $E_M$ を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)で除して得た値をいう。ただし、三の項の表二の欄における住宅用途BEI(再生可能エネルギーを除く。)は、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表二の欄に掲げる用途に供する建築物に係る誘導設計一次エネルギー消費量の合計を、当該建築物に係る誘導基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値をいう。

## 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

## 告示

## ●東京都告示第千四十九号

平成二十年東京都告示第千百一号(東京都震災対策条例による救出及び救助の活動拠点の指定)の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十九日

東京都知事 小池百合子

別表一を次のように改める。

救出及び救助の活動拠点(救出・救助部隊の活動拠点)

別表一

名 称	所在地
白鬚東地区及び汐入公園(空地)	墨田区堤通二丁目地内

東京都立木場公園 (多目的広場)	江東区平野四丁目地内	公園(原っぱ広場) 青梅スタジアム(野球場)	青梅市今井五丁目地内
東京都立駒沢オリンピック公園(陸上競技場)	目黒区東が丘二丁目及び世田谷区駒沢公園各地内	東京都立府中の森公園(朝日サッカー場)	府中市朝日町三丁目地内
東京都立砧公園(野球場)	世田谷区砧公園地内	東京都立小金井公園(芝生広場)	府中市浅間町一丁目地内
東京都立代々木公園(陸上競技場)	渋谷区神南二丁目地内	東京都立神代植物公園(サッカーフィールド)	調布市深大寺元町五丁目地内
東京都立和田堀公園(競技場)	杉並区大宮二丁目地内	東京都立葛西臨海公園(第三駐車場)	小金井市万願寺一丁目地先内
東京都立城北中央公園(競技場)	板橋区桜川一丁目及び練馬区水川台一丁目各地内	多摩川グランド(河川敷)	日野市万願寺一丁目地内
東京都立光が丘公園(陸上競技場)	練馬区光が丘四丁目地内	多摩川グランド(河川敷)	日野市万願寺一丁目地先内
東京都立舍人公園(陸上競技場)	足立区舍人公園地内	東京都立東村山中央公園(中央広場)	東村山市富士見町五丁目地内
東京都立水元公園(駐車場)	葛飾区水元公園地内	多摩川グランド(野球場)	狛江市猪方四丁目地内
東京都立葛西臨海公園(第三駐車場)	江戸川区臨海町六丁目地内	東京都立東大和南公園(陸上競技場)	東大和市市桜が丘三丁目地内
東京都立篠崎公園(野球場)	江戸川区上篠崎一丁目地内	多摩市立陸上競技場(陸上競技場)	多摩市諏訪四丁目地内
八王子市立上柚木公園(陸上競技場)	八王子市上柚木二丁目地内	東京都立秋留台公園(陸上競技場)	あきる野市二宮地内
八王子市立富士森公園(陸上競技場)	八王子市北野町地内	中央清掃工場	中央区晴海五丁目二番一号
八王子市滝ガ原運動場(グラウンド)	八王子市高月町地内	港清掃工場	港区港南五丁目七番一号
東京都立武藏野中央		墨田清掃工場	墨田区東墨田二丁目十番二十号
武藏野市八幡町二丁目地内		有明清掃工場	江東区有明二丁目三番十号
品川清掃工場		新江東清掃工場	江東区夢の島三丁目一番一号

公園(原っぱ広場) 青梅市今井五丁目地内	公園(原っぱ広場) 青梅市今井五丁目地内
東京都立府中の森公園(朝日サッカーフィールド)	東京都立府中の森公園(朝日サッカーフィールド)
府中市深大寺元町五丁目地内	府中市深大寺元町五丁目地内
調布市浅大寺元町五丁目地内	調布市浅大寺元町五丁目地内
小金井市万願寺一丁目地内	小金井市万願寺一丁目地内
日野市万願寺一丁目地内	日野市万願寺一丁目地内
東村山市富士見町五丁目地内	東村山市富士見町五丁目地内
狛江市猪方四丁目地内	狛江市猪方四丁目地内
東大和市市桜が丘三丁目地内	東大和市市桜が丘三丁目地内
多摩市諏訪四丁目地内	多摩市諏訪四丁目地内
あきる野市二宮地内	あきる野市二宮地内
中央区晴海五丁目二番一号	中央区晴海五丁目二番一号
港区港南五丁目七番一号	港区港南五丁目七番一号
墨田区東墨田二丁目十番二十号	墨田区東墨田二丁目十番二十号
江東区有明二丁目三番十号	江東区有明二丁目三番十号
江東区夢の島三丁目一番一号	江東区夢の島三丁目一番一号

目黒清掃工場	目黒区三田二丁目十九番四十 三号
大田清掃工場	大田区京浜島三丁目六番一号 大田区下丸子二丁目三十三番 一号
多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目三十三番
世田谷清掃工場	世田谷区大藏一丁目一番一号 世田谷区八幡山二丁目七番一 号
千歳清掃工場	世田谷区大藏一丁目一番一号 世田谷区八幡山二丁目七番一 号
渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目三十五番一号 渋谷区東一丁目三十五番一号
杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目七番六 号
豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目五番一号 豊島区上池袋二丁目五番一号
北清掃工場	北区志茂一丁目二番三十六号 北区志茂一丁目二番三十六号
板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目四十八番 号
練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目十番十一号 練馬区谷原六丁目十番十一号
光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目三番一号 練馬区光が丘五丁目三番一号
足立清掃工場	足立区西保木間四丁目七番一 号
葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目二十番一号 葛飾区水元一丁目二十番一号
江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目十番地 江戸川区江戸川二丁目十番地
昭島市環境部清掃センター	昭島市田中町四丁目三番十四 号
柳泉園クリーンボルト、厚生施設野球場及び学童野球場並びに柳泉園組合緑地公園	東久留米市下里四丁目三番十 号外
多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	多摩市唐木田二丁目一番地一

## ● 東京都告示第千五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十一月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十九日

東京都知事 小池百合子

一路線名 白金台町等々力

二 変更の区間 世田谷区玉堤二丁目二千三百二十番五地

先から同所二千二百六十七番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



## 公 告

## 街並み再生地区の指定について

東京のしやれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第六条第一項の規定に基づき、街並み再生地区(以下「地区」という。)を指定したので、次のとおり公告する。

令和七年十一月十九日

東京都知事 小池百合子

## 一 地区の名称、位置、区域及び面積

池袋駅東口地区

豊島区上池袋二丁目、東池袋一丁目、西池袋一丁目、  
池袋一丁目、南池袋一丁目、南池袋二丁目及び南池袋三

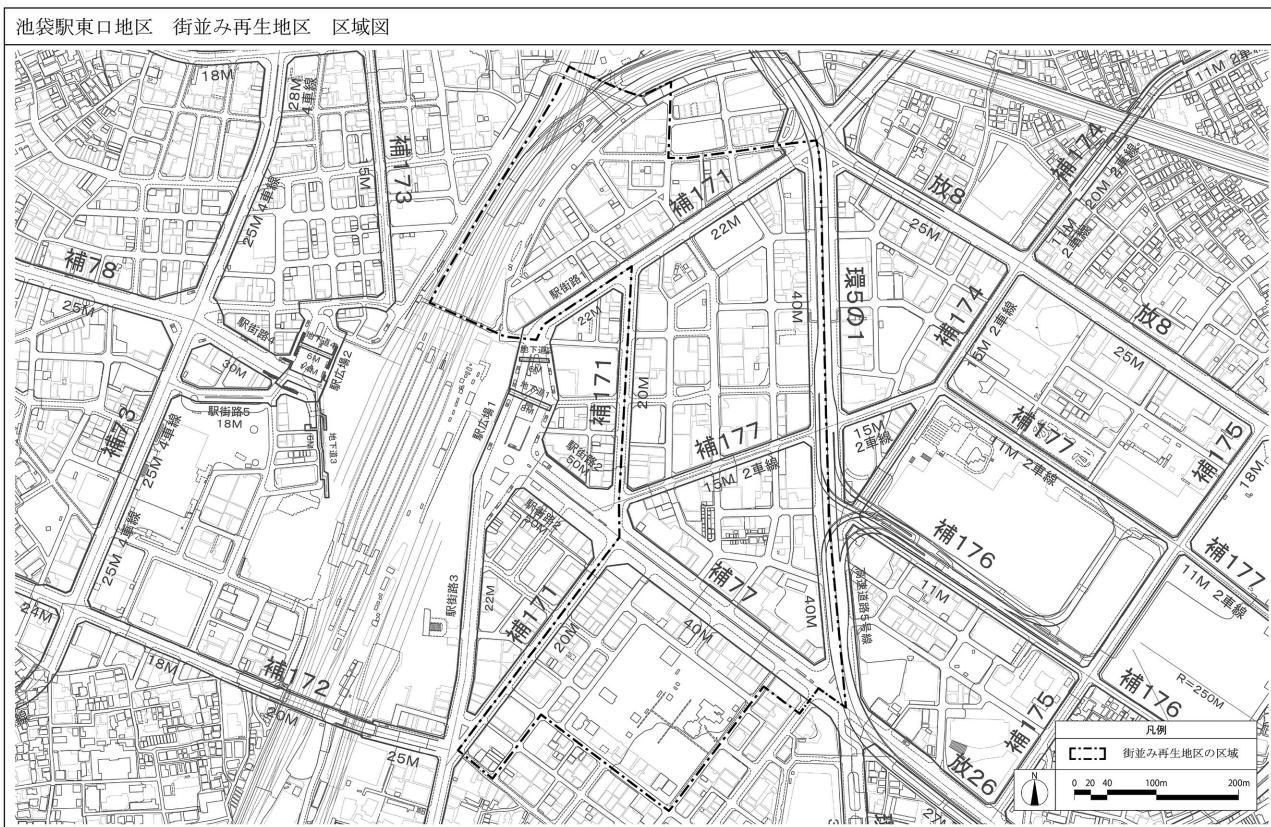
丁目各地内(別図のとおり)

約二十三・〇ヘクタール

## 二 指定年月日

令和七年十一月十九日

## 別図



発行 東京都  
電話 ○三(五三二二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

本号 110円  
印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 ○三(三八一)五一〇一(代)

印刷 電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
郵便番号 113-0001

 FSC  
ミックス紙  
FSC® C006270